

吉備高原都市住区 ご契約の流れ

岡山県

宅地ご購入者様

① 物件説明書（重要事項、景観形成基準）

② 県有財産買受申出書の提出（添付書類：印鑑登録証明書、誓約書）

※申出書受付の翌日から起算して180日を過ぎると、書類の効力が失効します。

③ 売買契約の締結

※契約日は、別途ご相談させていただきます。

④ 土地代金のお支払い（県が発行する納入通知書により一括払）

※お支払いの期日は、原則として契約日の1か月後となります。
※納入通知書の発行には、契約後1週間程度の時間がかかります。

⑤ 所有権移転登記請求書、登録免許税分の収入印紙の提出

※書類は、契約締結時にご案内します。

⑥ 所有権移転登記

法務局

⑦ 「登記識別情報通知」の送付

⑧ 受領書の提出

①=購入を検討されている宅地の制限等をご説明します。

②=「県有財産買受申出書」をお渡ししますので、必要事項を記入し、提出してください。

③=契約書には、収入印紙（土地代金が500万円以下の場合：1千円）の貼付が必要です。

④=県が発行する「納入通知書」により、指定金融機関窓口でお支払いください。
（契約書に記載の特約により、代金のお支払いと同時に所有権が移転します。）

⑤=県がお渡しする「所有権移転登記請求書」に必要事項を記入し、提出してください。

登記に必要な登録免許税額分の収入印紙を提出してください。税額は別途お知らせいたします。

参考：登録免許税額=固定資産税仮評価額（土地代金のおおよそ7~8割）×税率（1.5%）

⑥=所有権移転登記は、県が行います。

⑦=法務局から発行された「登記識別情報通知」を送付します。

※土地代金のほか、③と⑤の費用を別途ご負担いただきます。